

青梅市の「新婚ご夫婦応援制度」がパワーアップしました！

問 シティプロモーション課シティプロモーション係

これから結婚予定の方がいましたら、お声がけをお願いします！

新婚ご夫婦応援制度第1弾！

結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金



昨年度に引き続き、令和6年度も新たにご夫婦となられた方々の新生活を応援するため、結婚後のお二人の住まいにかかる費用を最大60万円補助します。

補助対象となる費用

- ・住宅取得費用
- ・住宅賃貸費用（敷金・礼金・共益費・仲介手数料含む）
- ・引越費用（業者へ支払った費用に限る）
- ・リフォーム費用（業者へ支払った費用に限る）

条件

- 次のすべての条件を満たす方
- ・婚姻届出日が令和6年1月1日～7年3月31日
  - ・婚姻日時点で、夫婦ともに39歳以下
  - ・夫婦それぞれの所得の合計が500万円未満
  - ・申請日時点で、市内に夫婦が同居し、住民登録があること
  - ・申請日から5年以上青梅市に定住する意思があること
- ※他にも条件あり。詳細は市ホームページ参照

補助額

- ①令和5年4月1日以後に夫婦双方が市外から転入…30万円
  - ②令和5年4月1日以後に夫婦どちらかが市外から転入…20万円
  - ③上記①・②以外の夫婦…10万円
- ※婚姻日時点で夫婦ともに29歳以下の場合、補助上限額が2倍（最大60万円）
- ※令和5年4月以後に青梅市を転出し、再度転入された方は③



新婚ご夫婦応援制度第2弾！

NEW! 結婚おうめ生活お祝い金



これまで所得等の要件に合わず、補助金が受け取れなかった方もお祝い金が受け取れるチャンスです！

結婚してご夫婦で市内に暮らし始めたら、「結婚おうめアンバサダー」にエントリーし、市内の暮らしの魅力をPRしませんか？「結婚おうめアンバサダー」には、ご夫婦で生活を始めてから3年後に2万2,000円のお祝い金をお渡しします！

上記の「結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金」のほか、重複して申請できない制度がありますので、ご注意ください。

結婚おうめアンバサダーとして行うこと

- 自身の運用するSNSなどで、「#結婚おうめ生活」のハッシュタグを付け市内の暮らしの魅力を発信します。
- ※季節を感じる写真、お気に入りのお店、美味しい料理など、どんなことでも構いません。おふたりの生活の中で見つけた青梅の魅力を市内外へ発信してください。
- ※結婚おうめアンバサダーのエントリー方法や条件等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

お祝い金が加算される場合があります

- 次のいずれかの条件を満たす方は、お祝い金2万2,000円に加算した金額をお渡しします。
- ・市内に住宅を取得し、ご夫婦で同居している方…10万円
  - ・市が指定する移住・定住施策と連携し、地域活性化のなり手担い手として活動した方…5万円
  - ・婚姻日時点で、夫婦ともに39歳以下である場合…5万円▷夫婦いずれかの場合は3万円の加算

最大2万2,000円のお祝い金がもらえます！

My Home, My Ome

国民年金の加入手続き



問 青梅年金事務所☎30-3410、市保険年金課国民年金係

国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。

被保険者の種類・該当者等 下表参照

☆第1号被保険者の加入

市保険年金課（市役所1階）または年金事務所で加入できます。

持ち物 本人確認書類、年金手帳または基礎年金番号通知書、その他の必要書類（年金機構ホームページ参照）

保険料 1か月1万6,980円（令和6年度・定額保険料）

種類	該当者	手続き先	保険料の納め方
第1号	自営業、学生、フリーター、無職の方など	市役所・年金事務所	納付書、口座振替、クレジットカード、電子納付等
第2号	厚生年金に加入している会社員、公務員など	勤務先	給料から引かれます。
第3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先	配偶者が加入する年金制度が負担します。

課税・非課税証明書のコンビニ交付

問 課税課市民税係

利用者用電子証明書（4桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用して課税・非課税証明書を取得できます。

・令和5年度課税・非課税証明書…6月2日の午後11時まで発行

・6年度課税・非課税証明書…6月4日の午前6時30分から発行

※6月3日は年度更新作業のため課税・非課税証明書の発行は停止となります。

※課税課（市役所1階）では、住民税が特別徴収（会社からの給与のみで、給与から住民税を納付）の方（被扶養者を除く）に限り、5月1日から6年度課税・非課税証明書を発行できます（対象でない方は6月3日から）

※3月16日以降に確定申告書、市民税・都民税申告書を提出した方は、申告内容が反映されない場合があります。